

## ○犯罪抑止対策室の設置に関する訓令

(平成24.3.6  
鹿児島県警察本部訓令2)

改正 前略…平成31.3訓令13

### (趣旨)

**第1条** この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の28第2項の規定に基づき、犯罪抑止対策室（以下「対策室」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

**第2条** 対策室においては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 総合的な犯罪抑止対策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 安全安心まちづくり情報ネットワークに関すること。
- (3) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (4) 鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例等に係る各種施策の推進に関すること。
- (5) 犯罪発生情報の集約、分析及び提供に関すること。
- (6) 季節地域安全運動の実施に関すること。
- (7) 防犯教室等の開催に関すること。
- (8) 自転車防犯登録、照会等に関すること。
- (9) その他生活安全部生活安全企画課長の命ずる事項に関すること。

本条…一部改正(平成29.3訓令5)

### (犯罪抑止対策室長)

**第3条** 対策室に犯罪抑止対策室長（以下「室長」という。）を置く。

- 2 室長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長が任命する。
- 3 室長は、命を受け、対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

### (係)

**第4条** 対策室に、その所掌事務を分掌処理するため、犯罪抑止対策係及び特殊詐欺抑制対策係を置く。

### 第3編 生活安全 犯罪抑止対策室の設置に関する訓令

---

本条……一部改正(平成29.3訓令5、31.3訓令13)

(補佐等)

**第5条 対策室に、課長補佐、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。**

本条……一部改正(平成26.3訓令6)

#### 附 則

この訓令は、平成24年3月23日から施行する。

附 則 (平成26.3.12訓令6)

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。

附 則 (平成29.3.13訓令5)

この訓令は、平成29年3月24日から施行する。

附 則 (平成31.3.13訓令13)

この訓令は、平成31年3月18日から施行する。